

～よくあるお問い合わせ～

●請求について

- Q 1. 連合会への請求期間について教えてください。
- Q 2. 10日が休日の場合、受付の締切はいつになりますか。
- Q 3. 月遅れ請求できるのは、いつまでですか。

●インターネット請求について

- Q 1. インターネットで請求したデータに誤りが見つかりました。どうすればよいですか。
- Q 2. 電子媒体化ソフトを導入したいのですが、どこでダウンロードできますか。
- Q 3. 請求や審査結果を確認するソフト等の操作方法がわかりません。
- Q 4. インターネット請求に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

●審査結果について

- Q 1. 返戻（保留）一覧表の見方、対応方法がわかりません。

●その他

- Q 1. 振込日はいつですか。
- Q 2. 介護給付費支払決定額通知書に記載のある金額には、処遇改善加算等の金額は含まれていますか。
- Q 3. 千葉県国保連合会の住所を教えてください。

●請求について

Q1. 連合会への請求期間について教えてください。

A. 請求の受付期間は毎月1～10日までの間です。
※郵送の場合は、**10日必着**となりますのでご注意ください。

Q2. 10日が休日の場合、受付の締切はいつになりますか。

A. 10日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合でも、受付の締切日は10日です。
電子媒体（CD-R）等を持参いただく場合、10日が土曜日・日曜日・祝祭日も受付窓口（国保会館）を開けております。
なお、受付時間は、9：00～17：00です。

Q3. 月遅れ請求できるのは、いつまでですか。

A. 介護給付費等の請求の時効は、
●介護給付費：2年
●介護予防・日常生活支援総合事業費：5年
となります。
※時効の起算日は、それぞれサービス提供年月の翌々々の1日です。

●インターネット請求について

Q1. インターネットで請求したデータに誤りが見つかりました。どうすればよいですか。

A. インターネットにより請求を行う事業所は、受付期間中（1日～10日）であれば、事業所側で請求データの取消・再送信が可能です。

送信データの取消手順については、「新規指定介護サービス事業所等説明会」の資料19ページ以降をご覧ください。

なお、千葉県国保連合会においては、送信データを取消する際の本会への電話連絡は不要です。

【注意点】

受付締切日（10日）を過ぎている場合は、事業所側で取消・差替を行うことはできません。

翌月以降審査結果を確認し、決定されている場合は保険者へ過誤申立手続きを行い、レセプトの取下げをお願いします。

Q2. 電子媒体化ソフトを導入したいのですが、どこでダウンロードできますか。

A. 本会HP内「介護事業者の皆様へ」の「8. 介護電子媒体化ソフトについて」よりダウンロードが可能です。

Q3. 請求や審査結果を確認するソフト等の操作方法がわかりません。

A. ソフトおよびシステムの操作方法については、下記へお問い合わせください。

●伝送通信ソフト・簡易入力ソフト

→ヘルプデスク：0570-059-401

●電子請求受付システム

→ヘルプデスク：0570-059-402

→共通ログインサポート窓口（LIFE等）：0570-000-887

●その他のソフト・システム

→各システム会社のヘルプデスク等

Q4. インターネット請求に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A. 電子請求受付システムにログインするためのID・パスワードの発行手続きを行ってください。発行手続きについては、国保連合会にお申込みいただきます。

本会HP内「介護事業者の皆様へ」の「各種届出様式ダウンロード」から「請求媒体変更届」をダウンロードし、事業所番号/事業所名称/電話番号/担当者名を記入し、本会介護保険課介護保険係宛てにFAXで送信してください。

☎FAX：043-254-0048

●審査結果について

Q1. 返戻（保留）一覧表の見方、対応方法がわかりません。

A. 「新規指定介護サービス事業所等説明会」の資料22ページ以降または、本会HP内「介護事業者の皆様へ」の「7. 介護給付費等審査支払結果帳票の解説について」に、掲載しております資料をご参照下さい。

エラーコードへの対応方法などを詳細に解説しておりますので、国保連合会へお電話等で照会される前に必ずご確認ください。

●その他

Q 1. 振込日はいつですか。

A. 千葉県国保連合会においては、毎月25日が振込日です。
25日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合には、その前日に振込を行っています。

Q 2. 介護給付費支払決定額通知書に記載のある金額には、処遇改善加算等の金額は含まれていますか。

A. 含まれています。
（「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」は、支払決定額のうち処遇改善加算等に係る金額を再掲している帳票です。）

Q 3. 千葉県国保連合会の住所を教えてください。

A. 〒263-8566
千葉市稲毛区天台6-4-3
千葉県国民健康保険団体連合会
担当部署：介護保険課 介護保険係
（☎043-254-7409）